日本国特許庁(JPO)と中国国家知識産権局(CNIPA)との間の特許審査 ハイウェイ試行プログラムに関する日本国特許庁への申請手続(仮訳)

この特許審査ハイウェイ試行プログラムの試行期間は、2011年11月1日に開始され、2028年10月31日に終了します。試行期間は、必要であれば中国国家知識産権局及び日本国特許庁が特許審査ハイウェイプログラムの実現可能性を適切に評価するために十分な数の特許審査ハイウェイ申請を受理するまで延長されることがあります。

PPHの申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、早期に特許審査ハイウェイ試行プログラムを終了することがあります。特許審査ハイウェイ試行プログラムが終了する場合は、その旨が公表されます。

第一部

中国国家知識産権局の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、中国出願を基礎とした日中間の特許審査ハイウェイ(以下、「PPH」という)試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たす日本国特許庁への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

PPH 試行プログラムを申請する場合には、出願人は、日本国特許庁に「早期審査・審理ガイドライン」「に示される手順に基づいて申請書「早期審査に関する事情説明書」を提出してください。この特許審査ハイウェイ試行プログラムの下では、「早期審査に関する事情説明書」における「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載を省略することができます。

1. 申請要件

(a) PPH を申請する日本出願および対応する中国出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。

例えば、当該出願(PCT出願の国内移行出願も含む)が、

(Case I) 中国出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である(別紙1の図A、B、C、H、I及びJ参照)、又は、

(Case II) 中国出願に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願である(別紙1の図D及びE参照)、又は、

(CaseⅢ) 中国出願(PCT出願の国内移行出願も含む)と同一の優先権基礎出願を有する出願である(別紙1の図F、G、L、M及びN参照)、又は、

(CaseIV) 優先権主張を伴わないPCT出願の国内移行出願であって、当該日本出願および対応する中国出願が同一のPCT出願の国内移行出願であること(別紙1の図K参照)。

1

¹ https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/index/guideline.pdf

(b)対応する中国出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

対応する出願には、優先権主張の基礎となる出願、優先権主張の基礎となる中国出願から派生した出願(例えば、中国出願の分割出願又は中国出願に基づいて国内優先権を主張している出願又はPCT出願の中国国内移行出願があります。

請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいて中国 国家知識産権局の審査官が明確に当該請求項を特許可能であると特定した時に「特許 可能と判断された」ことになります。

オフィスアクションは、下記を含みます。

- (a) 授与発明専利権通知書
- (b)第一/二/三/…次審査意見通知書
- (c)駁回決定
- (d)復審決定書
- (e)無効宣告請求審査決定書

請求項は、下記のようなときも「特許可能と判断された」ことになります。中国国家知識産権局のオフィスアクションに明確に特定の請求項が特許可能であると記載されていない場合には、出願人は PPH 試行プログラムへの参加の申請に加えて、中国国家知識産権局のオフィスアクションにおいて請求項について拒絶されておらず、当該請求項が特許可能であると見なされるという説明を含めなければなりません。

例えば、請求項が中国国家知識産権局の「第一次審査意見通知書」における「6. 審査的結論性意見、権利要求書」又は「第二/三/…次審査意見通知書」における「5. 審査的結論性意見、権利要求書」の項目に示されていない場合に、当該請求項は暗示的に特許可能であると特定され、出願人は上記説明を含めなければなりません。

(c) PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応する中国出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応している。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が中国出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が中国出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。例えば、中国出願の請求項において、明細書(明細書及び/又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。中国国家知識産権局で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、中国国家知識産権局における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、日本国特許庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

中国国家知識産権局で特許可能と判断された「すべての」請求項を当該出願に含める必要はありません(請求項の削除が許容されます。)。例えば、中国出願が5つの特許可

能と判断された請求項を有する場合、当該出願はこれら5つの請求項のうち3つのみを有していても構いません。

PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、中国出願において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要はありません。

- (d) 当該出願に関し日本国特許庁において、PPH 申請時に審査の着手がされていないこと(別紙1の図O参照)。
- (e) 日本国特許庁において、PPH 申請時又はその前に、審査請求が行われていること。

2. 提出書類

次の(a)~(d)の書類を「早期審査に関する事情説明書」に添付して提出する必要があります。なお、場合によっては提出を省略できる書類もありますが、その場合にも、提出を省略する書類名を「早期審査に関する事情説明書」中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記入例をご参照ください)。

(a) 対応する中国出願に対して中国国家知識産権局から出された(中国国家知識産権局における特許性の実体審査に関連する)すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文。

翻訳文の言語として日本語又は英語が利用可能です。翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳されたオフィスアクションの概要を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

オフィスアクションの写しが中国国家知識産権局のドシエ・アクセス・システム²において提供されている場合は、出願人は提出する必要がありません。日本国特許庁の審査官が中国国家知識産権局のドシエ・アクセス・システムを通してオフィスアクションの写しを入手できない場合は、出願人は通知を受け提出するよう求められます。

中国国家知識産権局のドシエ・アクセス・システムは現在のところオフィスアクションの機械翻訳を提供していないので、出願人はオフィスアクションの翻訳文を提出する必要がある点ご注意ください。

(b) 対応する中国出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文。

翻訳文の言語として日本語又は英語が利用可能です。翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳された請求項の概要を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

特許可能と判断されたすべての請求項の写しが中国国家知識産権局のドシエ・アクセス・

-

² http://cpquery.CNIPA.gov.cn/

システム³において提供されている場合は、出願人は提出する必要がありません。日本国特許庁の審査官が中国国家知識産権局のドシエ・アクセス・システムを通して特許可能と判断されたすべての請求項の写しを入手できない場合は、出願人は通知を受け提出するよう求められます。

中国国家知識産権局のドシエ・アクセス・システムは現在のところ請求項の機械翻訳を提供していないので、出願人は請求項の翻訳文を提出する必要がある点ご注意ください。

(c)中国国家知識産権局の審査官が引用した引用文献の写し

提出書類は、上記オフィスアクションにおいて引用されたものです。参考文献として引用されただけで、拒絶理由を構成しない書類については、提出の必要はありません。

引用文献が特許文献であれば、通常、日本国特許庁が有しているため提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が有していない特許文献の場合には、審査官の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

(d) 請求項対応表

当該出願のすべての請求項と対応する中国出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表を提出してください。請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記1. (c)に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください。)。

なお、上記(a)~(d)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいて日本 国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の 省略が可能です。

3. PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する場合の「早期審査に関する事情説明書」の記載要領

(1)事情

日本国特許庁に対して PPH 試行プログラムによる早期審査の申請を行う場合、出願人は「早期審査・審理ガイドライン」⁴に示される手順に基づいて申請書「早期審査に関する事情説明書」を提出する必要があります。

出願人は、当該出願が1. (a)の(I)~(IV)のいずれかに該当する出願であり、PPH 試行プログラムに基づき早期審査を申請する旨、記載しなければなりません。また、対応する中

³ http://cpquery.CNIPA.gov.cn/

⁴ https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/index/guideline.pdf

国出願の出願番号、公報番号又は特許番号も記載する必要があります。

※特許可能と判断された請求項を含む出願と、1. (a)の(I)~(IV)に該当する出願が異なる場合(例えば、分割出願に対して特許可能との判断がなされた場合)、特許可能との判断がなされた請求項を含む出願の出願番号、公報番号又は特許番号と、(I)~(IV)に該当する出願との関係も記載してください。

(2) 提出書類

上記2. に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして記載してください。 提出の省略が可能な書類についても記載してください。

(3) 注意事項

オンライン手続及び書面手続ともに「早期審査に関する事情説明書」の記入様式を参考にしてください。

なお、書面で手続をされた場合には、審査着手までの期間が比較的長くなる場合が多い ことにご留意願います。

4. PPH 試行プログラムに基づく早期審査に関する手続

日本国特許庁は、上記書類とともに申請を受理した場合、当該出願を PPH に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定します。日本国特許庁が申請を認めた場合、当該出願は PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。

申請が上記の要件のすべてを満たしていない場合には、出願人はその旨及びその不備について通知されます。非選定通知書の送付の前に、出願人は不足書類を提出する機会を与えられます。非選定通知書の送付の後でも、出願人は再度 PPH を申請することができます。

「早期審査に関する事情説明書」の記入例

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【提出日】 令和00年00月00日

【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願 0000-00000

【提出者】

【識別番号】 00000000

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目

【氏名又は名称】 〇〇〇〇〇

【代理人】

【識別番号】 000000000

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目

【氏名又は名称】 〇〇 〇〇

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行う。

以下において、「引用非特許文献1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座(第 11 巻) コンピュータ・アーキテクチャ」、第 2 版、株式会社近代科学者、1985 年 11 月、p. 123 - 127」である。

<オンライン手続の場合>

文献名が長い場合(50文字以上の場合)、【物件名】の欄には直接記入ができませんので、【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の中に文献名を記載し、【物件名】には適当な名前をつけて記載してください。

【提出物件の目録】

【物件名】PPH申請書 1

【物件名】**年**月**日付の第一次審査意見通知書の翻訳文 1

【物件名】**年**月**日付の特許権付与通知書の翻訳文 1

【物件名】特許可能と判断された請求項の翻訳文 1

【物件名】引用非特許文献1 1

提出する物件を記載してください。

<オンライン手続の場合>下記のように添付物件を記載することができます。

<書面手続の場合>添付物件を別に添付する必要があります。

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

【添付物件】 【物件名】 PPH 申請書 【内容】 実際に添付する書類のイメージを添付 又はテキストを記入してください

(REQUEST FOR PARTICIPATION	PPH申請書 IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) (PILOT) PROGRAM)			
A. 書誌事項 (Bibliographic Da	ta)			
出願番号 (Application Number)	特願0000-000000			
B. 必要事項 (Request)				
出願人による以下に基づく特許審査バ (Applicant requests participation	ハイウェイの申請: in the Patent Prosecution Highway (PPH) (pilot) program based on:)			
先行庁 (国際調査機関又は国際予備審査機関を含む) (Office of Earlier Examination (OEE))	中国国家知識產権局(CNIPA)			
先行庁の審査書類形式	■ 国内出願の審査結果を利用(PPH又はPPH MOTTAINAI) (National/Regional Office Action(s))			
(OEE Work Products Type)	□ PCT国際段階成果物を利用(PCT-PPH) (WO-ISA, WO-IPEA or IPER)			
先行庁の対応出願番号(国際出願番号含む) (OEE Application Number) (Incl. PCT Application Number)	000000000000000000000000000000000000000			
C. 必要書類(Required Documents))			
I. 先行庁のオフィスアクションの写し、 (OEE Work Products and, if requ				
2. ■ 上記1. の日本語又は英語の翻訳文を添付する (A translation of documents in 1 in a language accepted by the Office is attached; or) □ ドシェ・アクセス・システム又はPATENTSCOPEにおいて、上記1. の英語翻訳が提供されている (The office is requested to retrieve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)				
II. 先行庁における特許可能な請求項 (Patentable/Allowable Claims D	、及び、その翻訳文 Determined by OEE and, if required, Translations)			
(A copy of all claims determined ■ ドシエ・アクセス・システム又はP.	判断された全請求項の写しを添付する to be patentable/allowable by OEE is attached; or) ATENTSCOPEにおいて、特許可能と判断された全請求項の情報が提供されている ve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)			
□ ドシエ・アクセス・システム又はP.	訳文を添付する in a language accepted by the Office is attached; or) ATENTSCOPEにおいて、上記3. の英語翻訳が提供されている ve documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)			
III. 引用文献 (Documents Cited i	n OEE Work Products (if required))			
5. ■ 引用非特許文献を添付する (A copy of all documents cited ir □ 引用非特許文献も引用特許文献 (No references cited)	n OEE work products is attached (excluding patent documents); or) もなし			

			うち、先に提出した書類を援用する e been submitted before, please specify:)		
	-	/クションの写し、及び、	50 C 100 100		
	(先行庁における特詞	杵可能な請求項、及び	、その翻訳文)		
	(引用非特許文献)				
	(引用)杆杆工人服/				
✓. 提	是出物件(援用する物件	は除く)(List of name	s of documents submitted)		
	型期審査に関する事情説 提出を省略する物件(L		uments omitted for submission)		
1		クションの写し、及び、	Prophographic Garage Montager (Market Garage Control C		
+		第一次審査意見通知書の			
-		寺許権付与通知書の写し			
			よの類部立)		
-	(先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文)				
	中国特許第00000000号明細書				
_	(引用特許文献)				
	中国特許出願公開第00000000号公報				
	米国特許出願第0000/0000000号公報				
D. 請	青求項の対応関係 (Cla	ims Correspondence)		
(先行庁の特許可能な全請 (請求項の削除、追加、並 (All the claims in the app	び替えが無く、請求項の	文言が完全に一致する) espond to the patentable/allowable claims in the OEE application; or)		
	請求項の対応関係は、以	下の表に記載 (Claims o	correspondence is explained in the following table)		
	本出願の請求項 (Application Claims)	先行庁の対応請求項 (Corresponding OEE claims)	対応関係に関するコメント(複数の出願と対応する場合は、コメント欄に対応する出願番号も記載して下さい。) (Explanation regarding the correspondence)		
-					
	具解書. 予備審查報告の	」 ● Ⅷ欄(国際出願に対	 する意見)に対する釈明		
三. 見			ISA, WO/IPEA or IPER)		
	lanning any box viii	### ### ##############################			
	and the second	Elegativisis designaturativa euro colonia.			
	and any Box var				
	and the second s				
	and any Box van				
	and any Box via				
出願	i人又は代理人 (Name(s) 期審査に関する事情説明		entative(s))		
出 開 提出	i人又は代理人 (Name(s)	書に記載のとおり。	entative(s))		

【物件名】**年**月**日付の第一次審査意見通知書の翻訳文【内容】

当該書類を添付してください。

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

【物件名】**年**月**日付の特許権付与通知書の翻訳文 【内容】

当該書類を添付してください。

【物件名】 特許可能と判断された請求項の翻訳文 【内容】

当該書類を添付してください。

【物件名】 引用非特許文献1 【内容】

当該書類を添付してください。

第二部

中国国家知識産権局の PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、PCT 国際段階成果物を利用した日中間の特許審査ハイウェイ(以下、「PCT-PPH」という)試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たす日本国特許庁への出願(以下、「当該出願」という)につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

PCT-PPH 試行プログラムを申請する場合には、出願人は、日本国特許庁に「早期審査・審理ガイドライン」「に示される手順に基づいて申請書「早期審査に関する事情説明書」を提出してください。この PCT-PPH 試行プログラムの下では、「早期審査に関する事情説明書」における「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載を省略することができます。

1. 申請要件

PCT-PPH の申請がなされた日本国特許庁への出願が下記の要件を満たしている必要があります。

(1) 当該出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER)のうち、最新に発行されたものにおいて特許性(新規性・進歩性・産業上利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

ただし、上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER は中国国家知識産権局が国際調査機関 (ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として作成したものに限ります。優先権主張の基礎 となる出願はいずれの庁に出願されたものであっても構いません。別紙2図 A'を参照してください(ZZ は任意の国内出願)。

国際調査報告(ISR)のみに基づいて PCT-PPH を申請することはできません。

PCT-PPH 申請の基礎となる最新国際成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正の如何にかかわらず、出願人は特許性について釈明しなければなりません。出願人が特許性について何ら釈明をしない場合、当該出願はPCT-PPH試行プログラムへの参加が認められません。なお、釈明が妥当であるか否か、第 VIII 欄に記載された意見を是正する補正がなされたか否かは PCT-PPH への参加が認められるか否かの判断に影響しません。

_

¹ https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/index/guideline.pdf

- (2) 当該出願と対応する国際出願とは下記のいずれかの関係を満たす。
 - (A) 当該出願は、対応する国際出願の国内段階である。(別紙2図A, A'及びA''参照)
 - (B) 当該出願は、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている。(別紙2図B参照)
 - (C) 当該出願は、対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。(別紙2図C参照)
 - (D) 当該出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願である。(別紙2図D参照)
 - (E) 当該出願は、上記(A)~(D)のいずれかを満たす出願の派生出願(分割出願、 国内優先権を主張する出願等)である。(別紙2図E1及びE2参照)
- (3)PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項において、明細書(明細書及び/又は請求項)に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。最新国際成果物で特許性有りと示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、日本国特許庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

最新国際成果物で特許性有りと示された「すべての」請求項を当該出願に含める必要はありません(請求項の削除が許容されます。)。例えば、対応する国際出願が5つの特許可能と判断された請求項を有する場合、当該出願はこれら5つの請求項のうち3つのみを有していても構いません。

PCT-PPH 試行プログラムの申請が承認された後に補正又は追加された請求項は、 最新国際成果物において特許可能と判断された請求項と十分に対応している必要は ありません。

(4) 当該出願に関し日本国特許庁において、PCT-PPH 申請時に審査の着手がされ

ていないこと。

(5)日本国特許庁において、PCT-PPH 申請時又はその前に、審査請求が行われていること。

2. 提出書類

出願人はPCT-PPHに基づく申請を行う際、申請様式に添付して下記の書類を提出する必要があります。ただし、場合によっては提出を省略できる書類もあります。

(1)特許性有りとの判断が記載された最新国際成果物の写しと、それが英語でない場合は日本語又は英語によるその翻訳文

当該出願が上記1. (2)(A)の関係を満たす場合、当該出願の包袋情報の一部として特許性に関する国際予備報告(IPRP)の写しとその英語の翻訳文が含まれるため、出願人はそれらの提出を省略することができます。さらに、"PATENTSCOPE (登録商標)"²で当該最新国際成果物の写しと、その英語の翻訳文が取得可能である場合、日本国特許庁から要求されない限り、出願人はそれらの提出を省略することができます。

(通常、WO/ISA は"IPRP Chapter I"として、また IPER は"IPRP Chapter II"として優先日から30月で利用可能となります。)

翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳された最新国際成果物の概要 を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求める ことができます。

(2)対応する国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写しと、 それが英語でない場合は日本語又は英語によるその翻訳文

"PATENTSCOPE(登録商標)"で、特許性有りと示された請求項の写しが取得可能(例:当該出願の国際公開パンフレットが発行済み)である場合、日本国特許庁から要求されない限り、出願人はその提出を省略することができます。請求項が中国語で記載されている場合、その翻訳文は出願人が提出する必要があります。翻訳は機械翻訳でも構いませんが、審査官が翻訳された請求項の概要を理解することができない場合には、審査官は出願人に翻訳文の再提出を求めることができます。

(3)対応する国際出願の最新国際成果物で引用された文献の写し

-

² http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp

参考文献として引用されただけで、拒絶理由を構成しない書類については、提出の必要はありません。

引用文献が特許文献であれば、提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が当該文献を入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。また、非特許文献は、提出を省略することができません。引用文献の翻訳文は提出不要です。

(4) 当該出願の全ての請求項と、特許性有りと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記1.(3)に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください。)。

なお、上記(1)~(4)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいて日本国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

3. PCT-PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する場合の「早期審査に関する事情説明書」の記載要領

(1) 事情

出願人は、当該出願が1.(2)の(A)~(E)のいずれかに該当する出願であり、PCT-PPH 試行プログラムに基づき早期審査を申請する旨、記載しなければなりません。また、対応する国際出願の出願番号も記載する必要があります。

また、PCT-PPH 申請の基礎となる最新国際成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合には、特許性についての釈明を行ってください。

(2) 提出書類

上記2. に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして 記載してください。 提出の省略が可能な書類についても記載してください。

(3) 注意事項

オンライン手続及び書面手続ともに「早期審査に関する事情説明書」の記入様式を

参考にしてください³。

なお、書面で手続をされた場合には、審査着手までの期間が比較的長くなる場合が 多いことにご留意願います。

4. PCT-PPH 試行プログラムに基づく早期審査に関する手続

日本国特許庁は、上記書類とともに申請を受理した場合、当該出願を PCT-PPH に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定します。日本国特許庁が申請を認めた場合、当該出願は PCT-PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられます。

申請が上記の要件のすべてを満たしていない場合には、出願人はその旨及びその不備について通知されます。非選定通知書の送付の前に、出願人は不足書類を提出する機会を与えられます。非選定通知書の送付の後でも、出願人は再度 PCT-PPH を申請することができます。

-

³ https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/index/guideline.pdf

書誌事項

「早期審査に関する事情説明書」の記入例 (IPER で特許可能と判断された場合の例)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【提出日】 令和00年00月00日

【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願 0000-000000

【提出者】

【識別番号】 00000000

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目

【氏名又は名称】 〇〇〇〇〇

【代理人】

【識別番号】 00000000

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目

【氏名又は名称】 〇〇 〇〇

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行う。

本出願は、国際出願(出願番号 PCT/XX0000/00000)の国内移行出願であり、当該国際 出願の特許請求の範囲に対しては、中国国家知識産権局が作成した最新国際段階成果物にお いて特許性有りとの判断が明示されている。

以下において、「引用非特許文献1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座(第 11 巻)コンピュータ・アーキテクチャ」、第 2 版、株式会社近代科学者、1985 年 11 月、p. 123 - 127」である。

<オンライン手続の場合>

文献名が長い場合(50文字以上の場合)、【物件名】の欄には直接記入ができませんので、【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の中に文献名を記載し、【物件名】には適当な名前をつけて記載してください。

【提出物件の目録】

【物件名】 PPH 申請書 1

【物件名】引用非特許文献1 1

提出する物件を記載してください。

<オンライン手続の場合>下記のように添付物件を記載することができます。

<書面手続の場合>添付物件を別に添付する必要があります。

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

【添付物件】

【物件名】 PPH 申請書 【内容】 実際に添付する書類のイメージを添付 又はテキストを記入してください。

(REQUEST FOR PARTICIPATION	PPH申請書 ON IN THE PATENT PROSECUTION HIGHWAY (PPH) (PILOT) PROGRAM)			
A. 書誌事項 (Bibliographic Data)			
出願番号 (Application Number)	bber) PCT/XX0000/000000			
B. 必要事項 (Request)				
出願人による以下に基づく特許審査ハ (Applicant requests participation in	イウェイの申請: the Patent Prosecution Highway (PPH) (pilot) program based on:)			
先行庁 (国際調査機関又は国際予備審査機関を含む) (Office of Earlier Examination (OEE))	中国国家知識産権局(CNIPA)			
先行庁の審査書類形式	□ 国内出願の審査結果を利用(PPH又はPPH MOTTAINAI) (National/Regional Office Action(s))			
(OEE Work Products Type)	■ PCT国際段階成果物を利用(PCT-PPH) (WO-ISA, WO-IPEA or IPER)			
先行庁の対応出願番号(国際出願番号含む) (OEE Application Number) (Incl. PCT Application Number)	PCT/XX0000/000000			
C. 必要書類 (Required Documents) I. 先行庁のオフィスアクションの写し、3 (OEE Work Products and, if requir 1. □ 先行庁のオフィスアクションの写し (A copy of OEE work products is at	ed, Translations) を添付する			
	NTENTSCOPEにおいて、オフィスアクションの情報が提供されている documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)			
■ドシエ・アクセス・システム又はPA	R文を添付する a language accepted by the Office is attached; or) NTENTSCOPEにおいて、上記1. の英語翻訳が提供されている documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)			
II. 先行庁における特許可能な請求項、 (Patentable/Allowable Claims Det	及び、その翻訳文 ermined by OEE and, if required, Translations)			
(A copy of all claims determined to ■ ドシエ・アクセス・システム又はPA	川断された全請求項の写しを添付する be patentable/allowable by OEE is attached; or) NENTSCOPEにおいて、特許可能と判断された全請求項の情報が提供されている documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)			
ロドシエ・アクセス・システム又はPA	R文を添付する a language accepted by the Office is attached; or) NTENTSCOPEにおいて、上記3. の英語翻訳が提供されている documents via the Dossier Access System or PATENTSCOPE)			
III. 引用文献 (Documents Cited in (DEE Work Products (if required))			
5. ■ 引用非特許文献を添付する (A copy of all documents cited in C □ 引用非特許文献も引用特許文献・ (No references cited)	DEE work products is attached (excluding patent documents); or) もなし			

i	■ 上記において「添付する」とチェックした書類のうち、先に提出した書類を援用する (If any of the above mentioned documents have been submitted before, please specify:)
	(先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文)
_	(先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文)
1	国際公開第0000/000000号公報の翻訳文
+	(援用)PCT/XX0000/000000平成00年00月00日付国際出願翻訳文提出書
+	(引用非特許文献)
'. 拐	是出物件(援用する物件は除く)(List of names of documents submitted)
早	是出物件(援用する物件は除く)(List of names of documents submitted) 期審査に関する事情説明書に記載のとおり。
I. ‡	是出を省略する物件 (List of names of documents omitted for submission)
	(先行庁のオフィスアクションの写し、及び、その翻訳文)
	0000年00月00日付のWO/ISAの写し及びその翻訳文
\perp	(先行庁における特許可能な請求項、及び、その翻訳文)
\perp	国際公開第0000/000000号公報
\perp	(引用特許文献)
\perp	米国特許第0000000号公報
	中国特許出願公開第00000000号公報

(先行庁の特許可能な全請 請求項の削除、追加、並で All the claims in the applica	が替えが無く、請求項の文	に言が完全に一致する) ond to the patentable ∕allowable claims in the OEE application; or)
•	請求項の対応関係は、以	下の表に記載 (Claims co	rrespondence is explained in the following table)
Ī	本出願の請求項 (Application Claims)	先行庁の対応請求項 (Corresponding OEE claims)	対応関係に関するコメント(複数の出願と対応する場合は、コメント欄に対応する出願番号も記載して下さい。) (Explanation regarding the correspondence)
T	1	3	両請求項は同一である
T	2	3	請求項2は、国際段階の請求項2を国際段階の請求項3に従属させたもの
T			েক্চত্ত
T	3	4	両請求項は同一である
T	4	3	請求項4は、国際段階の請求項5を国際段階の請求項3に従属させたもの
T			েক্চৱ
T	5	8	両請求項は同一である
T	6	8	請求項6は、国際段階の請求項7を国際段階の請求項8に従属させたもの
T			্ তি কঠ
T	7	9	両請求項は同一である
	8	8	請求項8は、国際段階の請求項10を国際段階の請求項8に従属させたも
			のである
T	9	8	請求項9は、国際段階の請求項10を国際段階の請求項8に従属させたも
T			のである
l	10	8	請求項10は、国際段階の請求項8にAという構成を付加したものである
	「 B解書、予備審査報告の! laining any Box VIII obs		
	人又は代理人 (Name(s) of 期審査に関する事情説明		tative(s))
	日 (Date) 期審査に関する事情説明:	書に記載のとおり。	
_	者 (Signature(e) of the		

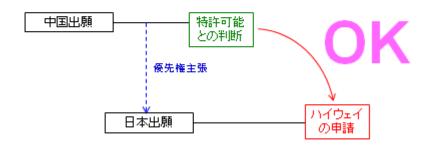
【物件名】 引用非特許文献1 【内容】

当該書類を添付してください。

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

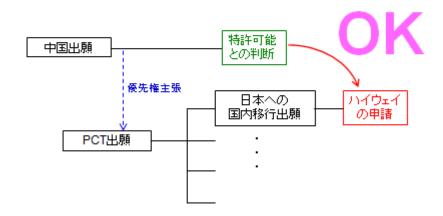


要件 (a)(l) を満たす事例





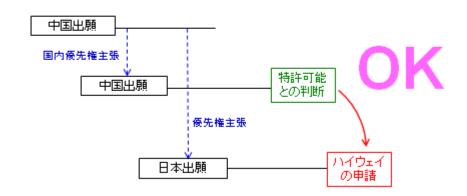
要件 (a)(l) を満たす事例 - PCTルート -





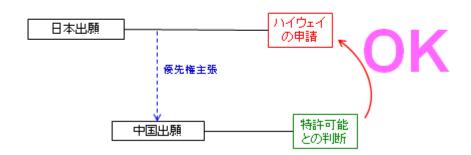
要件 (a)(l) を満たす事例

- PCTルート、国内優先権主張-



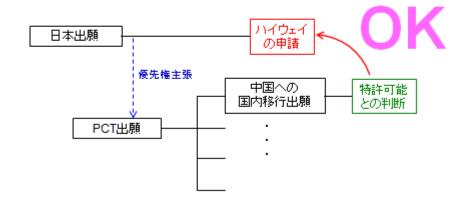


要件 (a)(II) を満たす事例





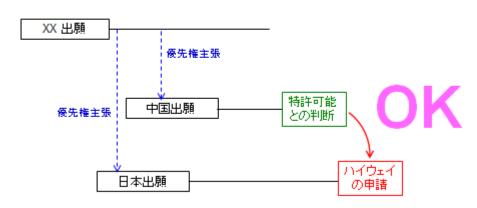
要件 (a)(II) を満たす事例





要件 (a)(III)を満たす事例

- バリルート:第三国出願に基づく優先権主張 -

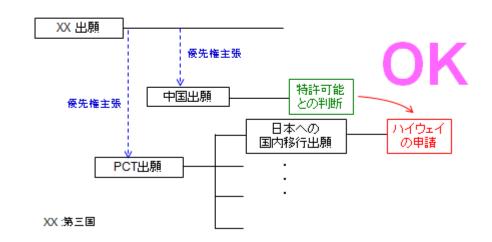


XX:第三国



要件 (a)(III) を満たす事例

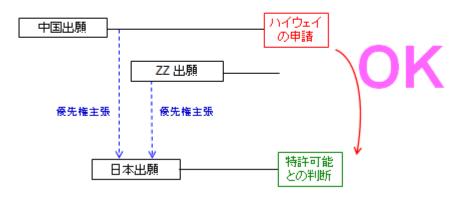
- PCTルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -





要件 (a)(I) を満たす事例

- バリルート:複数の出願に基づく優先権主張 -

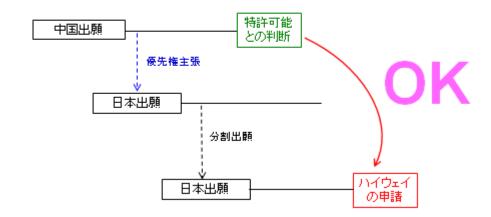


ZZ:任意の庁



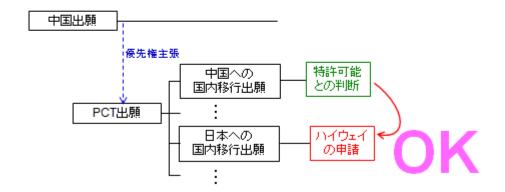
要件 (a)(I) を満たす事例

- バリルート: 分割出願 -





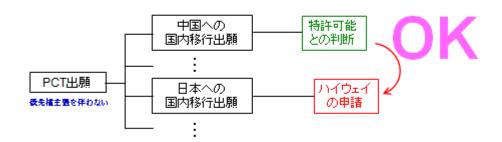
要件 (a)(l) を満たす事例 - PCTルート -





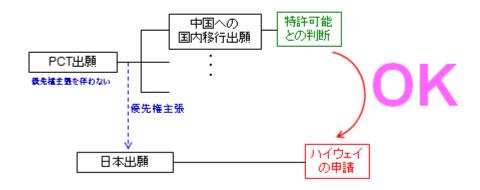
要件 (a)(IV) を満たす事例

-優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT) -





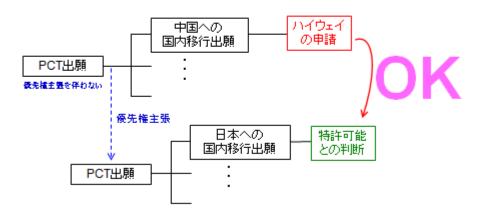
要件 (a)(III) を満たす事例 - パリルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張-





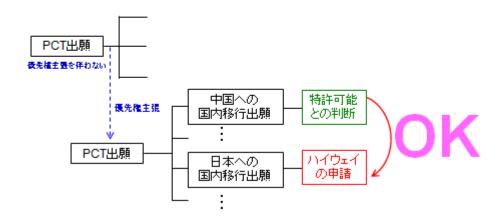
要件 (a)(III) を満たす事例

- PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張-



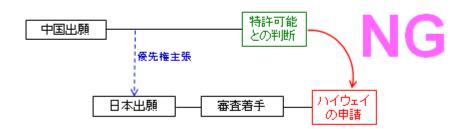


要件 (a)(III) を満たす事例 - PCTルート:ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -

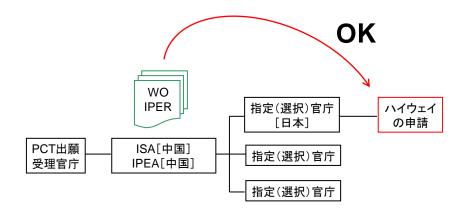




要件 (d)を満たさない事例 - ハイウェイの申請前に日本国特許庁が審査着手 -

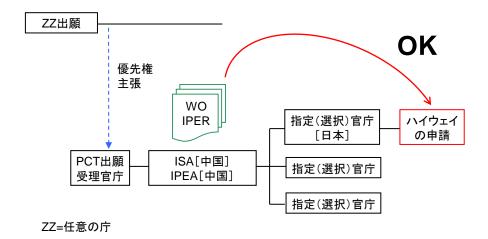


(A) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。



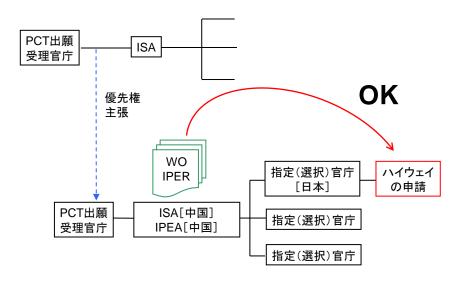
(A') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

(「対応する国際出願」が国内出願を基礎として優先権を主張している場合)

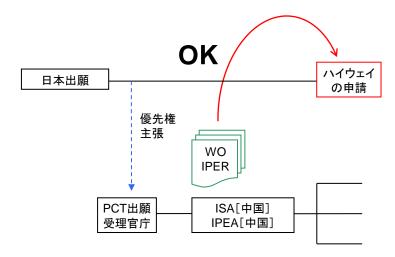


(A") 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

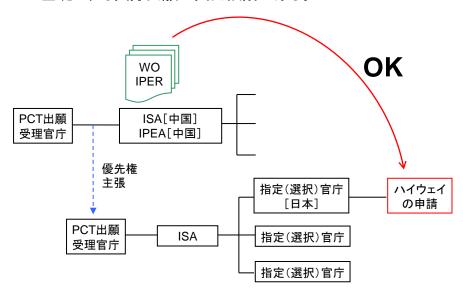
(「対応する国際出願」が国際出願を基礎として優先権を主張している場合)



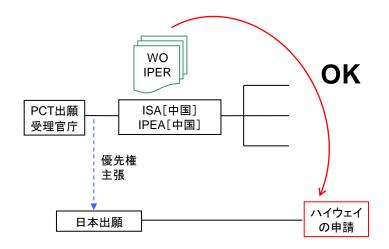
(B) 当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の 基礎となっている。



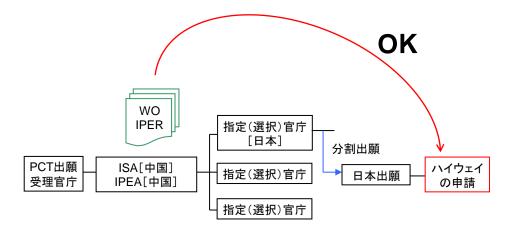
(C)当該出願は「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の 基礎とする国際出願の国内段階である。



(D) 当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」を パリ条約優先権主張の基礎とする。



(E1) 類型(A)に該当する出願の分割出願である。



(E2) 類型(B)に該当する出願を基礎として国内優先権を 主張する出願である。

